

受験番号				

次の文章とグラフから、我が国が抱えている児童相談所の問題について考察し、問題の解決策について800字以内で論じなさい。

児童福祉士は児相業務の中核を担い、虐待などの相談に対応する。家庭訪問し、必要に応じて子どもの一時保護などを行う。厚生労働省によると、児相に寄せられた児童虐待の相談対応件数は過去最多を更新しており、21年度は20万7659件（速報値）で15年度から倍増した。

この状況に対応するため、国は18年4月時点で計3252人いた児童福祉士を、22年4月時点で計5430人に増員した。一方、児童福祉士のベテランの割合は低下し、勤務経験が3年に満たない児童福祉士は22年4月時点で全体の約51%に上り、18年から約10ポイント上昇した。

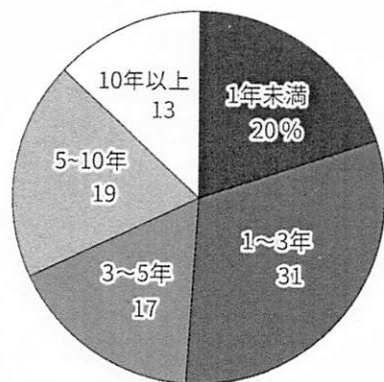
これによって顕著になったのが指導役不足の問題だ。児童福祉法は児童福祉士6人あたり1人を目安に、おおむね5年以上の勤務経験を持ち、規定の研修を終えた「指導教育担当児童福祉士（通称・スーパーバイザー、S V）」の配置を求めている。S Vの主な役割は職務に必要な専門的技術に関する指導や教育と規定される。

厚労省の資料によると、22年4月時点で児相を設置する76自治体のうち、38%が国のS Vの配置基準を満たしていなかった。女性係長が勤務する特別区の場合、児童福祉士40人に対しS Vは3人。女性係長もS Vだが、会議用の文書作成や勤怠管理に加え、時には自ら虐待などのケースにも関わる。

虐待が疑われる現場では、子どもが自らの状況をうまく説明できない、保護者が嘘の説明をするなど難しいリスク判断を迫られる可能性がある。経験に基づいた柔軟な対応が求められるだけに、女性は「若手の指導不足で児相全体の業務の質が下がらないか気がかりだ」と話す。

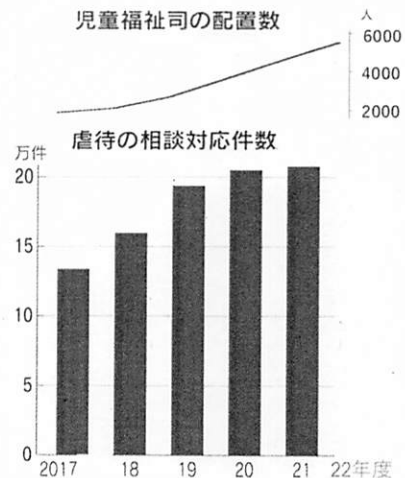
*児相：児童相談所

児童福祉士の勤務年数別割合
 (2022年4月1日時点)



(出所)厚生労働省

児童福祉士の配置数



(注) 配置数は各年度の4月1日時点
 相談対応件数は22年度分は未集計

(出所) 厚生労働省